

---

# 令和 7 年度 自動運転の拡大に向けた調査検討委員会

---

令和 7 年 12 月 11 日 (木)

自動運転車の開発事業者等との意見交換会  
結果報告資料

# 自動運転車の開発事業者等との意見交換会の実施の背景・目的

## 「令和6年度 自動運転の拡大に向けた調査研究」における議論

自動運転車には、

交通法規を遵守すること

有能で注意深い人間の運転者(CCD)と同等以上の安全性を有すること

が求められるという前提の下、以下の点を確認。

交通ルールは、交通の安全と円滑を確保する観点から、自動運転車を含む全ての交通参加者に対して共通に適用されなければならない。自動運転車の開発・普及のために、既存の交通参加者に負担を強いるような交通ルールの設定は、自動運転車が交通社会で共存するという観点からは、社会の理解が得られない。

速度規制のような、規定上遵守すべき内容が明確な交通ルールについては、自動運転車が道路交通法の規定どおりの対応を行うことを求めることが適当。

他方、規定内容が抽象的なものについては、具体の交通状況を総合的に判断する必要があるところ、交通状況は千差万別であり、適切な規定を一義的・定量的に決めることは困難。

規定内容が抽象的なものについては、当該規定内容を機械でも読み取り可能となるよう定量化するのではなく、開発上課題となる具体的な交通上の場面について、事業者との継続的なコミュニケーションを通じて解釈を明確化していく必要がある。



自動運転車に求められる走行について明らかにすべく、今年度の取組として以下を実施。

自動運転車の開発事業者等に対し、自動運転車の走行に当たり課題となり得る道路交通上の具体的な場面において、その解釈を明確化すべきと考えられる交通ルールについて、書面でのヒアリングを実施。

ヒアリング結果を基に、自動運転車の開発に資する交通ルールの解釈の明確化に関して、警察庁としての基本的な考え方と今後の継続的なコミュニケーション枠組みについて説明し、自動運転車の開発事業者等と意見交換する会を開催。

# 自動運転車の開発に資する交通ルールの解釈の明確化に関する意見交換会の結果

## 実施概要

令和7年11月18日午前10時から午前11時まで開催。総数30の事業者、大学等が参加(Web会議参加者数67人)。

## 警察庁からの説明概要 (添付資料参照)

### 1 自動運転車に求められる走行に関するこれまでの議論

国内外の議論において、自動運転システムは運行区域内の交通法規を遵守しなければならないことが明らかにされている。昨年度の調査研究の結果として、自動運転車のために新たな交通ルールを設けるのではなく、自動運転車も他の交通参加者と同様に日本の道路交通法を遵守すべきことが示された。

### 2 代表的な事例に対する警察庁意見の説明

### 3 自動運転車の安全な走行のための警察庁の今後の取組

自動運転車の開発上課題となる具体的な交通上の場面について、関係規定の法解釈や開発の目安となる事例に関する意見交換を自動運転車の開発事業者等と警察庁との間で継続的に実施するため、令和7年10月に交通ルールの明確化に関する窓口を開設。

## 参加者からの主な意見

自動運転車も、人間のドライバーを含む全ての交通参加者と同様に交通ルールを遵守しなければならないという考えについてよく理解できた。

自動運転車の開発事業者等と意見交換し、道路交通法の規定について、幅を残しつつも車両挙動に関する解釈を示すという警察庁の取組は、国際的にも先進的。本取組は人間のドライバーにも有益であり、交通参加者全体で交通の安全と円滑を促進させていくことに繋がるだろう。

共通する疑問点や課題認識がみられる質問への回答内容については、当該質問をした者以外にも広く情報共有いただくと、自動運転車の開発上、有意義ではないか。

▶ (警察庁)地域や場所によらず広く役立つ解釈については、質問した開発事業者等の了解を得た上で共有することも検討する。